

## 国の基本方針（案）を踏まえた施策の方向性への反映（日本語教育関係）

国の基本方針（案）を踏まえた施策の方向性（案）	かながわの地域日本語教育の施策の方向性（2020年3月）	国の基本方針（案）（2020年4月）※関係項目抜粋
<p>本県では、県民や企業、NGO・NPOなどと県が共に、国籍、民族、信仰や、文化の違いを越えて、多様性を理解し、一人ひとりが互いに認め合うこと（多文化理解の推進）や、外国籍県民等も地域で暮らす一員として、まちづくりや地域づくりに主体的に参加し、言葉や習慣の壁などにより不便や疎外感を感じることなく、地域で活躍できる社会づくりを目指している。</p> <p>そうした外国籍県民等と共に生きる、多文化共生の地域社会づくりの一環として、県内各地域において、外国籍県民等が生活に必要な日本語能力を身に付け、地域社会の一員として、安心して生活し、活躍できる環境の整備に努める。</p> <p>そのため、広域自治体としての県に期待されている役割を踏まえ、県内市町村等の理解と協力を得ながら、また、必要に応じて国へ要望を行い、概ね今後5年間において、神奈川県内の地域における日本語教育の体制づくりの推進に向け、次の4つの方向性で取り組んでいく。</p> <p><b>(1) 市町村や関係機関等と連携した地域日本語教育体制の整備</b></p> <p>国・県・市町村・関係機関等との連携を強化しつつ、県に期待されている役割を踏まえ、各市町村や地域の実情に応じたコーディネーターや支援を実施し、<b>各地域における、日本語を学習する機会の提供や、日本語を教える人材の確保を目指し、国事業の活用も含め、</b>地域日本語教育の総合的な体制を整備する。</p> <p><b>ア コーディネーターの配置による県内の地域日本語教育の推進</b></p> <p>県の地域日本語教育に関わる事業全体の統括を行うコーディネーター及び県域や各地域のニーズや実情に応じたプログラムの企画・調整等を行う地域日本語教育のコーディネーターを配置し、県内の地域日本語教育を推進する。</p> <p><b>イ 市町村等が地域の日本語教育について情報共有や意見交換できる会議等の実施</b></p> <p>市町村、市町村国際交流協会、関係機関等が参加する地域日本語教育に関する会議等を開催し、<b>全国における</b>先進事例、外国籍県民等の生活状況や日本語ニーズの把握方法、新しい取組や工夫等（日本語教室のない地域におけるICT教材の活用や日本語講座の立ち上げ支援等）を共有し、各地域の実情に応じた取組を促進する。</p> <p><b>ウ 専門家による日本語講座開催の促進</b></p> <p>将来的に市町村でも実施可能となるような、体系的な<b>初心者向け</b>の生活オリエンテーション等を組み込んだ日本語講座（モデル事業）<b>や、地域の実情に応じた市町村主催の日本語講座の開設・運営改善等に係る支援（モデル事業）</b>を実施する。</p>	<p>本県では、県民や企業、NGO・NPOなどと県が共に、国籍、民族、信仰や、文化の違いを越えて、多様性を理解し、一人ひとりが互いに認め合うこと（多文化理解の推進）や、外国籍県民等も地域で暮らす一員として、まちづくりや地域づくりに主体的に参加し、言葉や習慣の壁などにより不便や疎外感を感じることなく、地域で活躍できる社会づくりを目指している。</p> <p>そうした外国籍県民等と共に生きる、多文化共生の地域社会づくりの一環として、県内各地域において、外国籍県民等が生活に必要な日本語能力を身に付け、地域社会の一員として、安心して生活し、活躍できる環境の整備に努める。</p> <p>そのため、広域自治体としての県に期待されている役割を踏まえ、県内市町村等の理解と協力を得ながら、また、必要に応じて国へ要望を行い、概ね今後5年間において、神奈川県内の地域における日本語教育の体制づくりの推進に向け、次の4つの方向性で取り組んでいく。</p> <p><b>(1) 市町村や関係機関等と連携した地域日本語教育体制の整備</b></p> <p>国・県・市町村・関係機関等との連携を強化しつつ、県に期待されている役割を踏まえ、各市町村や地域の実情に応じたコーディネーターや支援を実施し、地域日本語教育の総合的な体制を整備する。</p> <p><b>ア コーディネーターの配置による県内の地域日本語教育の推進</b></p> <p>県の地域日本語教育に関わる事業全体の統括を行うコーディネーター及び県域や各地域のニーズや実情に応じたプログラムの企画・調整等を行う地域日本語教育のコーディネーターを配置し、県内の地域日本語教育を推進する。</p> <p><b>イ 市町村等が地域の日本語教育について情報共有や意見交換できる会議等の実施</b></p> <p>市町村、市町村国際交流協会、関係機関等が参加する地域日本語教育に関する会議等を開催し、先進事例、外国籍県民等の生活状況や日本語ニーズの把握方法、新しい取組や工夫等（日本語教室のない地域におけるICT教材の活用や日本語講座の立ち上げ支援等）を共有し、各地域の実情に応じた取組を促進する。</p> <p><b>ウ 専門家による日本語講座開催の促進</b></p> <p>将来的に市町村でも実施可能となるような、体系的な初期段階の日本語指導、生活オリエンテーション等を組み込んだ日本語講座（モデル事業）を実施する。</p>	<p><b>はじめに</b></p> <p>政府としては、関係閣僚会議において「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（平成30年12月25日決定、令和元年12月20日改訂）を取りまとめ、在留資格を有する全ての外国人を社会の一員として受入れ、外国人との共生社会の実現に必要な施策を着実に進めている。（略）</p> <p>今後も在留外国人の増加が見込まれる中で、外国人を日本社会の一員として受入れ、外国人が社会から孤立しないようにするためには、日本語を習得できるようにすることが極めて重要である。外国人が日本社会で生活していく上で必要となる日本語能力を身に付け、教育・就労・生活の場でより円滑に意思疎通できる環境を整備するため、日本語教育の更なる充実が求められている。（略）</p> <p><b>第2章 日本語教育の推進の内容に関する事項</b></p> <p>1 日本語教育の機会の拡充</p> <p>(1) 国内における日本語教育の機会の拡充</p> <p><b>オ 地域における日本語教育</b></p> <p>地域に在住する外国人が生活していく上で必要となる日本語教育を身に付け、日本語で意思疎通を図り、生活できるよう支援する必要があるが、在留資格や背景の多様化が進み、日本語学習を希望する外国人等が必要とする日本語教育は一様ではない。また、外国人等の集住地域と散在地域があることや、日本語教育を行う機関や日本語教育人材の地域による偏りなど、日本語教育の状況は地域による差が大きくなっている。</p> <p>さらに、日本語教師、地域日本語教育コーディネーター、行政・地域国際化協会・NPO等の職員、ボランティア等の多様な者が、学習支援、教室運営等の様々な役割に応じて地域における日本語教育を担っていることから、都道府県及び市町村、企業、学校等の関係機関の連携・協力の推進を図る必要がある。</p> <p>そのため、各地域において、地域の実情に応じた日本語教育を実施するとともに、<b>日本語を学習する機会を提供すること</b>、学習内容を一定水準とすること、<b>日本語を教える人材の質の担保・量の確保することが肝要</b>であり、地域における日本語教育環境の強化のために必要な施策を講じる。</p>

国の基本方針（案）を踏まえた施策の方向性（案）	かながわの地域日本語教育の施策の方向性（2020年3月）	国の基本方針（案）（2020年4月）※関係項目抜粋
<p>(2) <b>地域の日本語教育活動を支える人材育成とネットワークづくり</b></p> <p>外国籍県民等と地域社会の接点であり、相互理解の場でもある日本語教室が、より良い形で継続・発展していけるよう、市町村等と協力し、人材育成とネットワークづくりに努める。</p> <p><b>ア 市町村の日本語教育を担当する人材の育成</b></p> <p>市町村・市町村国際交流協会職員を対象に、「外国籍県民等の生活状況やニーズの把握」「市町村による日本語講座の運営企画」「日本語ボランティア教室の支援」等をテーマに研修を開催し、外国籍県民等が抱えている課題を解決し、社会参加を支援するような日本語教育の実施や、「相互理解の場としての日本語教育ボランティア教室」の継続・発展のための支援につなげる。</p> <p><b>イ 日本語ボランティア教室のリーダー的人材の育成、県域でのネットワークづくり</b></p> <p>地域における日本語教室の実践者（リーダー的人材）を対象に、「外国籍県民等の学習ニーズの把握」「日本語講座・教室の運営企画」「市町村・日本語ボランティア教室・関係機関との連携」等を考慮して、日本語教室を実践できる人材の研修を実施し、教室間・地域間のネットワークづくりの支援に努める。</p> <p>(3) <b>地域日本語教育に関する情報提供の充実と外国籍県民等の日本語学習へのアクセス促進</b></p> <p>外国籍県民等、日本語ボランティア、市町村や国際交流協会、企業等が<b>効果的に必要な情報が得られるよう</b>、県内の日本語教育に関する<b>一元的な</b>情報提供や相談対応を行う。特に、外国籍県民等に対しては、日本語学習ができる教室や機関、ICT教材を含む日本語学習の方法が十分伝わるよう、情報提供の充実を図る。</p> <p><b>ア 外国人コミュニティ、相談窓口等との連携による支援の充実</b></p> <p>多言語で外国籍県民等を日本語学習の場につなぐマッチングを行うとともに、外国人コミュニティとも連携し、SNS等の活用も含め、多言語での広報の充実に努める。</p> <p>また、多言語支援センターかながわや外国籍県民相談窓口、市町村窓口等との連携を図り、日本語学習機会の提供と多言語生活情報の提供を組み合わせ合わせた相乗効果を図れるようなサポートを目指す。</p>	<p>(2) <b>地域の日本語教育活動を支える人材育成とネットワークづくり</b></p> <p>外国籍県民等と地域社会の接点であり、相互理解の場でもある日本語教室が、より良い形で継続・発展していけるよう、市町村等と協力し、人材育成とネットワークづくりに努める。</p> <p><b>ア 市町村の日本語教育を担当する人材の育成</b></p> <p>市町村・市町村国際交流協会職員を対象に、「外国籍県民等の生活状況やニーズの把握」「市町村による日本語講座の運営企画」「日本語ボランティア教室の支援」等をテーマに研修を開催し、外国籍県民等が抱えている課題を解決し、社会参加を支援するような日本語教育の実施や、「相互理解の場としての日本語教育ボランティア教室」の継続・発展のための支援につなげる。</p> <p><b>イ 日本語ボランティア教室のリーダー的人材の育成、県域でのネットワークづくり</b></p> <p>地域における日本語教室の実践者（リーダー的人材）を対象に、「外国籍県民等の学習ニーズの把握」「日本語講座・教室の運営企画」「市町村・日本語ボランティア教室・関係機関との連携」等を考慮して、日本語教室を実践できる人材の研修を実施し、教室間・地域間のネットワークづくりの支援に努める。</p> <p>(3) <b>地域日本語教育に関する情報提供の充実と外国籍県民等の日本語学習へのアクセス促進</b></p> <p>外国籍県民等、日本語ボランティア、市町村や国際交流協会、企業等に対して県内の日本語教育に関する情報提供や相談対応を行う。特に、外国籍県民等に対しては、日本語学習ができる教室や機関、ICT教材を含む日本語学習の方法が十分伝わるよう、情報提供の充実を図る。</p> <p><b>ア 外国人コミュニティ、相談窓口等との連携による支援の充実</b></p> <p>多言語で外国籍県民等を日本語学習の場につなぐマッチングを行うとともに、外国人コミュニティとも連携し、SNS等の活用も含め、多言語での広報の充実に努める。</p> <p>また、多言語支援センターかながわや外国籍県民相談窓口、市町村窓口等との連携を図り、日本語学習機会の提供と多言語生活情報の提供を組み合わせ合わせた相乗効果を図れるようなサポートを目指す。</p>	<p>6 日本語教育に関する調査研究及び情報提供</p> <p>(2) <b>日本語教育に関する情報の提供等</b></p> <p>国内外において日本語の学習を希望する外国人等が利用できる情報は、例えば、学習用コンテンツであれば制作した行政機関等のウェブサイト等を通じて公開されているが、学習希望者や日本語教師、職場等の<b>受入れ側等が効果的に日本語教育に関して必要な情報を得られるよう、日本語教育に関する情報を集中的に提供する</b>ための必要な施策を講ずる。</p>

国の基本方針（案）を踏まえた施策の方向性（案）	かながわの地域日本語教育の施策の方向性（2020年3月）	国の基本方針（案）（2020年4月）※関係項目抜粋
<p><b>イ 情報の収集と提供・相談対応・学習支援</b></p> <p>外国籍県民等に対し、日本語教室や日本語学校などの多様な学習の場の選択肢、ICT教材を含む学習方法のリソース等をインターネット、電話等により、必要に応じて多言語で情報提供を行う。</p> <p>また、市町村、市町村国際交流協会、日本語ボランティア、これから活動したい県民に対し、日本語教室の活動に必要な情報をまとめ、インターネット等で提供するとともに、学習支援方法等の相談を行う。</p> <p><b>(4) 多文化理解の推進</b></p> <p>多文化共生の地域社会づくりを進めるため、県民が、外国人材の受入れ政策及び外国籍県民と日本人の互いの文化的な背景・考え方の理解を深める機会や、より良いコミュニケーション方法を学ぶ機会等を提供する。</p>	<p><b>イ 情報の収集と提供・相談対応・学習支援</b></p> <p>外国籍県民等に対し、日本語教室や日本語学校などの多様な学習の場の選択肢、ICT教材を含む学習方法のリソース等をインターネット、電話等により、必要に応じて多言語で情報提供を行う。</p> <p>また、市町村、市町村国際交流協会、日本語ボランティア、これから活動したい県民に対し、日本語教室の活動に必要な情報をまとめ、インターネット等で提供するとともに、学習支援方法等の相談を行う。</p> <p><b>(4) 多文化理解の推進</b></p> <p>多文化共生の地域社会づくりを進めるため、県民が、外国人材の受入れ政策及び外国籍県民と日本人の互いの文化的な背景・考え方の理解を深める機会や、より良いコミュニケーション方法を学ぶ機会等を提供する。</p>	<p><b>2 国民の理解と関心の増進</b></p> <p>外国人等が社会の一員として受け入れられ、社会に参加して共生していくためには、日本語能力を身に付け、日本語により円滑に意思疎通できるようになることが必要である。日本語教育は住みやすい地域づくりや地域の活性化につながる基盤であり、日本社会にとって大きな意義を有する。そのため、国民の理解と関心を増進するために必要な措置を講ずる。</p>